

2023年5月31日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法人名	学校法人大東文化学園
法人代表者	理事長 中込秀樹
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	soumu@jm.daito.ac.jp

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成 ↓付議 ○常務会：遵守状況の確認・承認 ↓ ○常務審議会：遵守状況の確認・了承 ↓ ○理事会：遵守状況の確認・了承 ↓ ○評議員会：遵守状況の報告 ↓公表 ○ステークホルダー	↓報告 ○私大連
--	-------------

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	学校法人大東文化学園は、学園の寄附行為を学園運営の基軸とし、建学の精神及び大学の理念に沿った教育研究活動を通じ、自主性と独立性を確保した自律的な学校法人の運営を行っている。また、学園の将来像と教育研究目的の明確化を図るため、中長期計画「DAITO VISION 2033」を策定し、その内容を社会に発信するとともに自己点検・評価活動により、ガバナンス機能の向上に努めている。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人は、2033年の創立110周年を目標年とした新たな中長期計画「DAITO VISION 2033」を策定し、評議員会においての意見聴取及び理事会の議を経て承認されている。大学の理念「アジアから世界へー多文化 共生を目指す新しい価値の不断の創造」に基づき、5つのドメイン（教育、研究、社会貢献、国際化、運営）とガバナンスに関する基本目標を定めており、各項目は、前中長期計画「DAITO VISION 2023」に掲げたビジョンとの関連性を明示した上で再構成したものである。「DAITO VISION 2033」の策定に際しては、前計画の進捗状況報告書を理事会に報告し総括を行っており、基本方針の実現や安定的な財政基盤の確立のための中長期財政計画もあわせて策定している。中長期計画はウェブページで広く公表している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>学校法人大東文化学園は、将来を担う多様な人材の育成と社会の課題や様々な要請に応えることを通じて、その公共的役割を果たすこととしている。人材育成の観点では、時代や社会の流れとともに変化する人材像の要請に対応し、社会課題、地域課題に対しては、組織体制（地域連携センター）を整え、近隣自治体や地元企業等を巻き込んだ連携体制を構築しつつ、諸活動を推進している。</p>

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>大学の建学の精神・教育理念に基づく人材育成を果たすため、中長期計画及び事業計画に基づいた各会計年度の適正な目標と計画を策定し事業活動を推進している。3つのポリシーは適宜、カリキュラム等との整合性をチェックし、時代に即した人材育成が実質化されるように取り組んでいる。リカレント教育については、「リカレント教育の推進に関する規程」を定め、現在開講の履修証明プログラム等の施策、運営に関する事項を審議する委員会体制を整えている。</p> <p>各事業活動は、自己点検・評価活動を通じた改善サイクルにより、教育研究活動の向上及び変容する人材育成への対応に努めている。2023年度からは新中長期計画の基本目標や、自己点検・評価活動及び認証評価結果の諸課題を学長方針や行動計画・事業計画施策に掲げ、ロードマップや達成目標、成果指標を設定することとしている。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エキスポレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>地域連携センターを設置し、全学的な社会・地域貢献活動の体制を整えている。新中長期計画「DAITO VISION 2033」は基本目標や具体的な施策を挙げており、内部質保証の点検評価活動項目に設定して取り組んでいる。公開講座を展開するほか、地域の課題解決と発展に向けたプロジェクトにも取り組んでいる。具体的な取組活動として、9つの自治体(市区町)との連携事業の実施やTJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）の一員として、会員校、地域の自治体、地元企業との連携に努めている。特に、SDGs活動に関しては高い評価を受けることができた。またボランティア活動に関しては、D-VOIS（社会貢献活動登録制度）を設置し、希望する学生への情報提供等を行い、支援・推進している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	学校法人大東文化学園は、監事機能体制等を整え法令遵守の徹底を図るとともに理事会及び評議員会等の組織体制と各種コンプライアンス体制、さらには職務職責、業務執行の制度等を定めた学内規則を整備するなどし、内部統制を確立している。また、事業計画や教育研究活動について積極的に情報公開している。これらにより、学校法人としての信頼性や透明性の確保に努めている。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>学園の適正な運営確保のため「学校法人大東文化学園監事監査規程」、「学校法人大東文化学園内部監査規程」を定め、内部統制を確立する体制を整えガバナンス向上に努めている。学園監事は、理事会や評議員会等に参加し会議内で意見を述べることでできる環境が規程により整えられ、毎会計年度監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。会計監査人、内部監査室と監事会を実施することにより監事間の連携を深めている。</p> <p>「学校法人大東文化学園公益通報者等の保護等に関する規程」により、内部及び外部の通報窓口を設置し体制を整えている。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「学校法人大東文化学園経営倫理綱領」を定め、「学園関係者全体、とりわけ役員、評議員及び管理的立場にある教職員の責任の自覚及び自主的な倫理の涵養が何よりも必要であり、公正かつ責任ある組織・運営を保障する制度と規範を明確にする」と明確化し、コンプライアンス推進会議のもと計画的なコンプライアンス研修の実施により、法令遵守への啓発に努めている。「事務組織並分掌規則」、「職務権限基準」を定め、教職員の職務権限や職責を明確にするとともに、内部監査室を設置し内部監査体制を整え、内部監査計画に基づいた定期監査、改善の指摘があった場合の確認監査を実施し、業務の実態の把握、運営の適正化や諸規則への準拠の適否について検証を行なっている。また、内部・外部公益通報にかかる規程や個人情報保護にかかる規程を整備し、機能的に運営し内部統制体制を図っている。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>公正かつ透明性の高い運営の実現を目的とし、「学校法人大東文化学園情報公開規程」を定め、公開する情報（建学の精神・教育の理念、財務及び経営に関する情報、大学の教育活動に関する情報、評価、FDに関する情報、コンプライアンス等の取組に関する情報、規則に関する情報）を広く社会に公開している。その他多様な取り組みや活動をはじめ法人出資による事業会社「株式会社大東スクラム」に関する財政状況等も掲出し、財務状況については、ステークホルダーがより理解しやすいようグラフや図表の活用、解説などを盛り込んでいる。</p> <p>各会計年度の事業報告書の公表について、前中長期計画「DAITO VISION 2023」との連関が曖昧になっているが、現行の中長期計画「DAITO VISION 2033」では連関した事業報告書を公表する予定である。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>学校法人大東文化学園は、理事会・評議員会・監事等のガバナンス体制において、規模と構成、役割権限と責任等を明確化することにより機能体制の実質化を図り、自律的な組織運営を行っている。また、外部資金獲得等の収入の多角化、多様化を促進し、財政基盤の安定化を図ることを通じ、学校法人としての継続性の確保に努めている。</p>

遵守原則 4 - 1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>評議員会、理事会、監事、学長や教授会、法人組織、大学組織等の各機関等の機能の実質化を図るべく、それぞれの役割・権限・責任について寄附行為及び諸規程において定めている。</p> <p>理事会や評議員会は、法人の規模をふまえた必要な定数が確保されており、理事及び評議員には外部人材の積極的登用をはかり、学内外の人材のバランスを考慮した構成としている。</p> <p>理事にはタブレット端末を配付し、各種情報共有や会議資料の事前送付及び事後確認等がしやすい環境を整え、適切な意思疎通を図っている。</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>外部資金獲得の施策の一つである寄付金については、創立100周年を機に専門部署を設置し、周年記念寄付募集体制の強化を図っている。大学の発展のために必要とする施策と寄付者の共感の両面から9つの寄付目的を設け、多額の寄付をいただいた寄付者への表彰制度を新たに設けている。補助金については、総務課を所管とする体制のもと、関係部署との連携及び大学執行部との定例会議を通じて補助金申請要件となる取組み内容の確認などの必要な情報収集に努めるとともに、教育改革の推進を支援し安定的な獲得を目指している。また、管理運営上のリスク管理については、コンプライアンス推進会議を設置し、推進活動全体を統括する機能を置くとともに、個々の事案に対しては、公益通報対応委員会、ハラスメント問題調整委員会、個人情報委員会等の各種委員会を設置し対応する体制を整備している。</p>